

可し、伊東玄朴(一八〇〇—一八七〇)らを幕府の官医とするありさまとなった。そればかりでなく江戸の開業医らは、この年、神田のお玉が池に種痘所を設置するほどになり、翌々年になると種痘所を官営にさせている。そうになると、ここが西洋医学の拠点になって、漢方は主流からはずれてゆく。

漢方の抵抗

はじめは曲折をみたものの、明治政府はドイツ医学を正式なものにしたから、洋学派の中心である石黒忠愼(一八四五—一九四二)・長与専齋らはその勢いにのった。一八七五年(明治八)、全面的な西洋医学へのみちを開こうとし、医術開業試験は物理・化学・解剖・生理・病理・内科・外科・薬剤学の課目で実施することにした。この年の全国開業医は漢方医一万四八〇七人、洋医五〇九八八人、漢洋医二五二四人、そのほか八五六人(衛生局統計)であったから、漢方医はこの方策に反対し、「医術開業試験に漢方の一科を加えること」の運動をくりかえした。

引きつづいていたこの運動は、たとえば一八九一年(明治二四)、帝国議会へ全国三七団体、一九八〇人の漢方医、五万余人の署名請願書を提出するまでになった。が、議会は解散し、審議未了となる。請願そして審議未了はくりかえされるが、ようやく一八九五年(明治二八)の議会になって、運動は成功するかにみえたが、二七票の差で否定された。漢方は科学的解明がなされないまま、近代医学の名のもとに医制からはずされてしまったのである。

2 売薬の需要

薬種流通の変化

地元の大和で採集される薬種の数多いことは、前章までに述べられたとおりである。しかし、薬効をあげるためには舶来薬種が案外早くから使われていた。その外国薬種はながいあいだ幕府の貿易

統制下にあつて、かんたんに輸入できなかつた。つまり中国船やオランダ船が運んできた唐蘭薬は長崎の落札商人から大坂の唐薬問屋に送られ、薬種仲間改役の検査をうけた。そのうえで道修町薬種商の薬種中買仲間が入札で買取り、全国へ大卸しするというしくみであつた。

この場合の唐薬問屋というのは長崎の落札商人と薬種中買いのあいだにあつて、双方から口銭をとり荷受けする問屋である。薬種中買いは入札を扱い、その結果で全国の薬価の卸値段がきまつたから卸問屋の立場にあり、優位を誇つていたのである。

もちろん、全国各地の和薬も道修町に集まつたから、薬種中買いは特権商人であつたことはいうまでもない。その特権がしだいに崩れる日がやつてきた。一八五九年（安政六）、神奈川・長崎・箱館が開港すると、さっそく開港場の居留地に進出してきた外国商館の人や中国商人を通じて薬種取り引きがおこなわれはじめた。もはや、これまでの国内の特権商人の扱いではなくなり、それも長崎の貿易は横浜にとつてかわることになった。これまで長崎から大坂へ、大坂から全国各地へ卸された輸入薬種は、横浜から江戸（まもな、く東京）、大坂、そのほかの各地へ運ばれるようになったのである。

もちろん、一八七二年（明治五）の実質的な株仲間の解散までは、旧来の薬種中買仲間の入札はおこなわれていた。しかし、新時代による流通の変化によつて、輸入薬種の集荷が、これまでのように機能しなくなつてきたから、みずから薬種集荷のみちを開拓して、やがて、かれらが薬種問屋へ生長していくことになる。いっぽう洋薬だけを扱ういわゆる洋薬商もあらわれてきた。しかし、この洋薬は鑑別がむづかしいので大へんであつたようだ。じつさい、にせ薬が出まわり危険がつきまといつていた。そのため和漢薬の老舗は洋薬の取り引きにはきわめて慎重なありさま

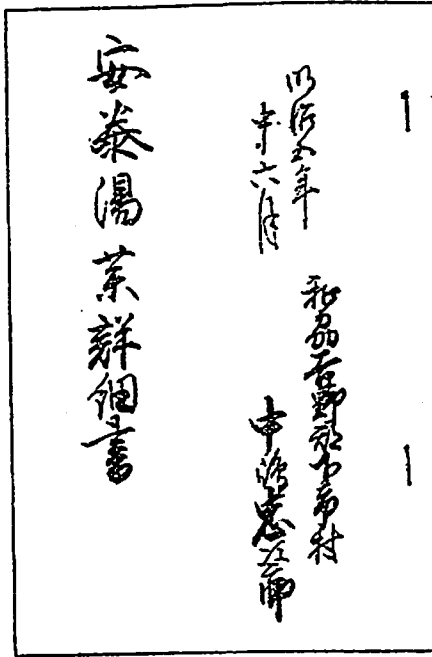
が、当分のあいだつづいた。これも一八七七年（明治一〇）からのコレラの大流行で、石炭酸を中心に洋薬の大量輸入を必要とするようになって、和漢薬商も洋薬の商いをはじめめるものもでてきた。

薬業制度の改変

急速に洋薬がふえはじめたものの、ながい年月に培われた和漢薬は、そんなかんたんにすたれるものではなかった。

すでに一八七〇年（明治三）一〇月、民政局は「諸株は廃止せしめ候」といい、「酒造株、売薬人の儀はこれまでのとおり」と達書を出している。ところが、約二か月後の一二月七日には売薬の取り締りは大学東校で扱う（奈良県薬業史）資料編三〇三頁とし、おなじ月の二三日には「売薬取締規則」（奈良県薬業史）資料編三〇三頁を公布した。その要点は①売薬類は大学東校で「名実功否」を検査したうえで免状を与えること。②これまでの家伝や秘方と称するものをいっさい禁止する。③新しく売薬を発売するものは薬方・功能・定価などを書いて大学東校へ願ひ出ること。④有益な製薬類を新しく発明したものは七年間は専売を許す。そしてそれ以後は諸国に布告して発売を許可する。⑤売薬は薬品や原価をよく調べ、東校が定価をきめて免状を渡す。というきびしいもので、絶対的な政府権限を示すものといってよい。この売薬取締規則公布と同じ日、全国の府藩県あてに布告を出して、管内の売薬業者にたいしては、従来の売薬の薬方書・功能・用法・定価をくわしく書いて提出することを命じた。

全国の売薬業者は新政府それも大学東校の洋学を主とした人たちの検査をうけなければ、引きつづいて販売ができないことになったわけで、その衝撃は大きいことであった。それにしても、当時の人的構成・設備などで、はたしてこれが、どれだけ正確におこなわれたかは判明しにくい。どうやら全国の売薬の実態を把握しようとしたとみるのがよいとおもわれる。



安茶湯の表紙

表4 製薬額

府県名	産額
大阪	166,275.163
新川	91,920.220
島根	77,004.463
京都	47,563.893
若松	45,148.796
石川	37,973.976
奈良	34,230.682
長野	27,309.118
栃木	21,725.052
度会	19,998.431
堺	10,526.040

注 新川県はいまの富山県のこと。
若松県、度会県はそれぞれ福島県、三重県に該当する。『奈良県政七十年史』

やはりそうであったのか、翌々年の一八七二年（明治五）七月になると、政府はさきの法律を廃止した（『奈良県製薬史』資料編三〇四頁）
実効がともなわなかったからでもあろう。

いっぽう、これよりも早いこの年の二月には文部省に医務課を新設したことは、さきにのべた。その文部省医務課は翌一八七三年（明治六）医務局に昇格し、同年一二月になると、改めて過去三か年（明治三）間の和薬種・舶来薬種の薬味・分量・用法・功能・製剤のほか売上高などについての報告を各府県を通じて求めた。

大和売薬の優位

明治初年の奈良県の売薬関連の数的なことはほとんどわからない。ようやく「明治七年 府県物産表」(『明治前期産業発達資料』、昭和三三年、明治文献資料刊行会編)によって、そのおおよそを知ることができるので表3に示しておこう。

ただ、この時期の統計の信頼度には問題があるが、趨勢を知っていたただきたいものである。

ところで、『奈良県政七十年史』(奈良県編、昭和三七年刊)では、さきの物産表のうち一万円以上の生産額をもつ府県をぬき出している。これは表4にかかげた。大阪府が圧倒的な生産額を示しているのは、薬のまち道修町をかかえていたからである。

表3 藥種並藥草類付生乾(奈良県)

		斤	円			斤	円
大棗		2,909.75	370.913	山梔子		7.87	54.00
人参		12.5	37.50	熊胆		2.00	40.00
茯苓		1,216.76	211.755	生茺萸		3.2	4.80
芍薬		38,870.12	6,252.059	生桔梗		600.0	1.24
午莠子		687.50	87.50	生川芎		53.8	10.75
半夏		135.00	6.30	生覆盆子		3.0	0.24
陳皮		81.25	10.35	生瓜瓞根		120.0	21.90
牡丹皮		58,885.75	2,961.556	生姜活		3.0	0.90
大黃		2,523.75	338.840	生蘘荷		16.0	0.96
当皈		44,284.2	2,708.489	生独活		10.0	1.50
地黃		68,281.90	7,022.325	生蜀洩		7.0	0.7
蓮翹		171.62	15.156	生黃耆		33.0	50.94
忍冬		430.00	21.50	黃柏		44.99	3.00
牽午子		1,510.00	101.00	陀羅尼介		1,312.50	655.00
山查子		16.87	2.531	合藥		10,800.00	350.00
午膝		24,616.25	473.25	丸藥		1.6	11.88
天門冬		67.50	67.5	粉藥		1.4	7.00
吳茺黃		14,097.40	2,072.36	眼藥		2,300.00	4.00
橙皮		39.25	2.81	湯藥		124,703.50	764.55
白芷		31,092.50	923.315	金紅丹			
木香		4,869.503	93.484	曲物詰		6,760.00	1,343.00
黃芩		1,105.00	240.175	貝詰		26,440.00	
紅花		26.50	7.20	線香		120	300.00
枳実		440.00	80.00	抹香		50	125.00
菊花		55.00	11.00				
山藥		2,039.377	09.45	計			34,230.682

「明治7年 府県物産表」 明治前期産業発達史資料

つづいて、新川県つまり、いまの富山県が次位にあるのは、これまたうなづける。奈良県は全国第七位ということである。天下の台所といわれて、物資の集散の地となっていた大阪、あるいは江戸時代には藩主の保護をうけて発展をつづけた富山県とはちがって、ほとんど独自の営みをつづけた大和売薬が、この地位にあることは誇ってよいだろう。

『日本産業史大系』の近畿地方篇(地方史研究協議会 昭和四六年刊)で、奥田修三氏は「明治十二年、六月十二月に、大阪道修町薬種問屋に入荷した各種和薬種合計一七万円余のうち、牡丹皮・当帰・生地黄・真山・茺萸・白芷は全部、そのほか三種あわせて価格の約二割と推定しうるものが大和産のものである」とされている。史料の出典がわからないが、おそらく大和の宇陀・吉野方面から集荷していたものだろう。

文部省の鑑札か
ら内務省へ
さて、一八七四年(明治七)一〇月、文部省は従来の売薬鑑札の返納を命じ、新しくすべての売薬の検査をして、合格したものに新鑑札を下げ渡すと発表した。またしても売薬業者の人たちは書類

や手続きについて忙しいことになるのであった。この時期の鑑札の一例をつぎに示しておこう。

ところが、このような鑑札が発行されたすぐあとの一八七五年(明治八)には、これまでの文部省の医務局が内務省の管轄下におかれ衛生局となった。したがって、同年八月には鑑札は切りかえられることになった(奈良県売薬史 資料編三二五頁)。その引きかえは翌年五月かぎりであったが、その例もつぎにかかげておこう。

印	(朱筆) 第三百三十式号
家方楹椗円 本草製神麴	奈良県大和国第六大区十六小区松山上新町 森野藤太
右免許候事	
明治八年六月十一日	文部省印

(朱筆)
第五万五百四号

奈良県第六大区老小区松
山上新町百六拾三番地

森野 藤 太

榎 樽 円

右 当 分 発 売 不 苦 候 事

明治九年
五月八日

内務省衛生局 印

いづれも大宇陀町の森野家の所蔵であるが、同家には「葛根湯」「清暑益氣湯」「竜王湯」「香砂平胃散」などの鑑札も保有されている。それらはおなじとぎのもので、「当分発売苦しからず候」とある。これは永久営業許可の甲印鑑札にたいし、乙印鑑札で一時的免許としたのであった。

こうして、しだいに薬業一般にかかわる組織などが整ってくるのであった。内務省は一八七五年（明治八）、三府（東京・大阪・京都）にた

いして薬舗開業試験を実施することを発表した。翌年五月の内務卿大久保利通の名で府県へ出した通達には、製練薬品の儀は本邦においても往々舶来品に勝れる良品もあるが、ただ輸入品を妄信し、国産を卑むふうがあり、にせ悪薬の輸入がふえて、その損害が少なくない」(『奈良県薬業史』(資料編三二六頁))とのべている。じっさい、なんでも洋薬という風潮から、こんなお達しとなったわけだが、これまで扱い馴れた和薬もふくめての「製薬免許手続」(『奈良県薬業史』(資料編三二六頁))が、このとき出たのである。その要点は①製薬人は司薬場・病院で製品の検査をうける。②製品には官許の文字を表示する。洋文だけの表示は許さない、などである。

このとき、大和は堺県にふくまれていた。ここにいう病院は、まだ大和にはできていないし、最寄りの医務取り締りへ願ひ出るといっても、わざわざ堺の県庁(堺の西本願寺別院)へ出向く必要があった。それに司薬場へ製品を持ちこむのであれば、前々年にできていた大阪司薬場(東区大手前町、一九八九年二月から中央区)へ行かなくてはならなかった。

この結果、政府実施の試験合格者の薬舗主と、資格に定めのない薬種商、そして製薬免許をうけた製薬人という三

種の薬業営業者があらわれることになった。

文明開化 とうとうと西欧文明が入りこんでくるなか、大和の人たちも、昔ながらのくらしを守って過すこと
のなかで はできなかった。たとえば、奈良県ではじめての新聞『日新記聞』の第二四号（明治六年三月発行）

には、つぎの記事がある。

近來西洋物牛肉店等都テ、フラフラ建テ、招牌ニ代フ、固ヨリサモアル可キ管ナレトモ旧家ノ商家マテ頻リニ其頻卑ニ做ヒ県庁へ
届出ル者陸續絶ヘサル由、從來、酒屋ハ杉竹ヲ屋上ニ押ミ薬舖ハ大紙袋ヲ肆頭ニ掲ク、夫々業ニ応シタル旧来ノ招記ニテ人々承知
セシヲ故ニフラフラ建テ、今様ニ做フハ豈ニ笑フ可キニ非スヤ、甚シキニ至テハ旧来ノ招記ノ余ニ之ヲ建ツ蛇足尤モ甚シ

どこも新式の看板のつもりで、旗をあげて景気をつけているようすが、うかがえる。

この風潮は奈良だけではなかった。一八七二年（明治五）九月、大阪薬種商社が大坂府庁へ竿丸太長八間五尺（一六
フラフ八尺（約二・四）×五尺（約一・五））のものを掲げる許可を得ていたという（『大阪薬種業誌』大阪薬種商社
をみた『日新記聞』の記者は祭りの幟のイメージを感じたのである。）

○近來西洋物牛肉店等都テ、招牌ニ代フ、固ヨリサモアル可キ管ナレトモ旧家ノ商家マテ頻リニ其頻卑ニ做ヒ県庁へ届出ル者陸續絶ヘサル由、從來、酒屋ハ杉竹ヲ屋上ニ押ミ薬舖ハ大紙袋ヲ肆頭ニ掲ク、夫々業ニ応シタル旧来ノ招記ニテ人々承知セシヲ故ニフラフラ建テ、今様ニ做フハ豈ニ笑フ可キニ非スヤ、甚シキニ至テハ旧来ノ招記ノ余ニ之ヲ建ツ蛇足尤モ甚シ

座ハ代作。屋上ニ標ニ薬舖ハ大紙袋ヲ肆頭ニ掲ク。夫々業ニ応シタル旧来ノ招記ニテ人々承知セシヲ故ニフラフラ建テ、今様ニ做フハ豈ニ笑フ可キニ非スヤ、甚シキニ至テハ旧来ノ招記ノ余ニ之ヲ建ツ蛇足尤モ甚シ

日新記聞第24号（部分）

フラフをあげて宣伝する世の中になったから、いち早く洋薬もあわせて販売する薬舖もあらわれた。『奈良県医師会史』（奈良県医師会）によると、こんな例もある。

- 一 大和国高市郡今井町実父沢井道玄ニ従ヒ薬品取扱修業仕、天保拾己亥歳九月ヨリ同所ニ於テ開業漢洋薬品売買仕候
- 右之通相違無御座此段上申候也

明治八年八月

沢井英治

奈良県権令 藤井千尋殿

どんな漢洋薬が扱われたのか、わからないものの、新しい時代に生きるすがたをみることができ。

もちろん、いっぽうでは『日新記聞』第一九号(明治六年二月十日)で「……参籠シテ祈願ヲカケ一旦賽願ノ上、医薬ヲ用フレハ却テソノ冥罰ヲ受クト、只管咒誦符水ヲ恃シテ薬汁ヲ断チ……医薬ノ機会ヲ失ヒ……」という陋習がつづき、取り締りの対象となった例も少くなかった。

『高取町史』(高取町、昭和三年刊)の売薬業の項によると、明治になって、旧高取藩士のなかには官員(官公)や教員・巡査になるものもいたが、この地域の売薬業に携わる者が少なくなかったという。具体的な数字はでていないが、古老の話からという。新しい仕事に参加しても、いわゆる「士族の商法」で、なかなかうまく事業がすすむわけでもないとき、家庭薬配置員になって、それを生業(なりわい)として生きぬく人もいたのはとうぜんであった。

一八七七年(明治一〇)一月、太政官布告第七号で「売薬規則」(奈良県薬業史資料 編三一七～三二〇頁)が發布された。これをうけて翌月、堺県庁は管内へ通達をした。この規則は全体を二六条にわけているが、そのうち

第一五条までの中心になる部分を現行文にしてつぎに示そう。

第一条 この規則にいう売薬とは丸薬・膏薬・煉薬・水薬・散薬・煎薬などを家伝の秘方で合劑し販売するものをいう。

第二条 この売薬営業者は、薬味・分量・用法・服量・効能をくわしく書いた書類に身分や氏名を書き、管轄庁を経て内務省に願い出て、免許鑑札を受けよ。

賣薬規則	
第一條	此規則ニ稱スル處ノ賣薬トハ丸散膏煉煉藥水煎散煎藥等家方ヲ以テ合劑シ販賣スルモノヲ云フ
第二條	此賣薬營業者ハ藥味分量用
第三條	内務省ニ於テハ願書ヲ檢査シ共製藥隊伍ノ藥品製造徵券ニ拘ハラス取扱上失誤ヲ生シ易キ

売薬規則

第五條 売薬を受け売りすることを、その營業者から許可を得たものは、身分氏名を書いた願書に營業者が受けている官許の公文の写しと、營業者と契結した書類をそえて、その管轄庁へ願ひ出て、内務省の免許鑑札を受けよ。

第七條 売薬營業者や受け売り者で、みずから行商したり、売子に行商をさせようとするときは、その理由を管轄庁へ届け出て、行商鑑札を受け、行商に出るときは必ず鑑札を携帯せよ。

第八條 營業鑑札・受け売り鑑札・許商鑑札の免許期限は滿五年間である。免許の更新は手続きをせよ。

これでわかるように、①丸・膏・煉・水・散・煎の各剤の薬を家伝という形式で販売するものを売薬と規定していることである。②内務省に願ひ出て免許鑑札を受けなくてはならないのは製薬を主としている売薬營業者、販売を主とする受け売り者、さらに薬を売りあるく行商者、つまり、三つにわけられたことである。

さて、この規則の第一六条から一九条までは鑑札料と税金の納付について述べている。その第一六条の税金と鑑札料は、つぎのとおりであった。

売薬營業税	藥劑一方ニ付一ヶ年	金貳円
右 鑑札料	藥劑一方ニ付一枚	金貳拾錢
売薬請売鑑札料	藥劑ノ方數ニ拘ハラス一枚	金貳拾錢
売薬行商鑑札料	藥劑ノ方數ニ拘ハラス一人一枚	金貳拾錢

製薬者にはこれでわかるとおり、当時の諸物価からすると大へんな税である。そして受け売り者や行商の人は鑑札料だけ納めればよいということである。したがって受け売り業者もこれで、どちらかというとき零細な立場の行商人

と同列にしてしまった。

さらに同規則の第二〇条から第二六条にかけては罰金を細かく規定している。それも相当の高額である。何分にも薬はまちがえれば人命にもかかわることであるから、きびしいのは理解できても、ながい伝統を無視した過酷といつてよい税制であった。

その結果、この年の国家の經常歳入は四九九六万七二二円であるが、そのうち酒税は六%、煙草税は〇・四五%、売薬税は八万七〇八九円で、〇・一七%を占めている。これは前年からみると三倍になっているから、売薬業者にとっては大へんな負担であったといつてよい。

この規則について政府は、さっそくの三か月後、運用面からいろいろな補充の通達（奈良県薬業史資料三三三頁）を出してきている。たとえば、①去る明治八年以後に内務省から下付された売買鑑札者は当分そのまま猶予扱いにした。②売薬営業者、受け売り者の看板の大きさを一定の寸法に定めた。③行商鑑札は方数に限らず、一人一枚としていたが、一人の行商者が数人の薬剤を行商するとき、薬の種類ごとに鑑札を受けること。そして請け売り者もおなじことにしたら、これまで許可されていても、鑑札に記されていない薬は扱うことはもちろん、行商販売もできなくなったのである。

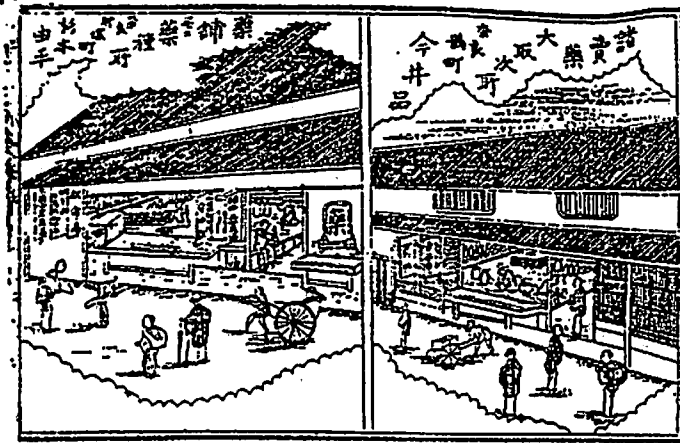
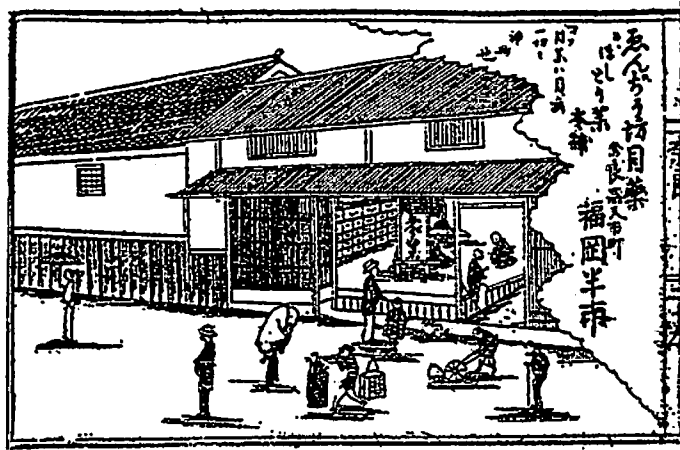
あきらかに売薬圧迫策である売薬規則が施行されると、さっそく、この法に対応するための対策が業者たちで考えられた。たとえば九州の業者のなかには組合を設立し、製薬と売薬所を一か所にし、組合員は営業鑑札を返納したところもあつたようだ。大和の売薬業界はこのときどんな動きをしたのか、いまのところ史料がないので、はっきりしない。

つづく各規 政府は引きつづいて、薬事の施策をつぎつぎと実施していった。さきの売薬規則公布とおなじ一八
 則の施行 七七年（明治一〇）に毒薬劇薬取扱規則（『奈良県薬業史』資料）を布告し、毒薬一九種、劇薬四六種の取り
 扱いをきびしくした。和薬にくらべて、いわば新薬といってもよい洋薬が安易に扱われ、普及しているのを危惧した
 からでもあった。この年、西日本からのコレラの流行で、洋薬使用がさらに頻度を増すようすに対したといえるのだ
 ろう。

そして、同年四月、堺県庁はこれまで燐は毒薬の部に示されてはいたものの、売薬業者が燐製鼠取薬を扱っていた
 ので、一切の禁止を布達した。翌年には薬湯営業者についても、天然以外の薬物使用者は検査届出のうえ、鑑札下付
 のことを通達した（『奈良県薬業史』資料）。

つづいては薬用阿片売買製造規則（『奈良県薬業史』資料）も示している。薬用阿片はすべて内務省が買い上げて、司薬場
 か特許の薬舗に卸して販売する。それも医師の処方箋を持参したものに限り、一回四〇匁（約一五）をこえない分の
 販売を許可したほか、ケシの栽培から製造にいたるまでの報告を義務づけたのである。

これらのそれぞれ個別の規則は一八八〇年（明治一三）の薬品取扱規則、翌年の製薬取締規則（『奈良県薬業史』資料）で、
 薬製造については薬品試験をうけて合格したもの、製品の容器につける封印商標は認可すみのものを貼付する責任を
 もたせた。そして翌年の薬舗薬種商取締規則（『奈良県薬業史』資料）によって、薬種商の調剤は許さない。薬舗は医師の処
 方書による販売とする。薬舗の開業は官立学校で製薬学を履修していること。試験をうける人は薬物学・処方学ほか
 の合格者であることとした。こうして、すべては内務省の免許のもとに運用されることになったのである。



『大和国商家案内記』から

はげしい免許申請と廃業ある。売薬庄迫策がきびしくなるのは、売薬は無害無効という考えが政府部内にあったことからである。売薬庄迫策がきびつきと施行されていくなか、廉価で応急的な処置につごうがよい家庭配置の需要は、かんたんに減少するものではなかった。

奈良県薬事指導所(御所) 保管の簿冊に「明治十一〜十三年 売薬発売御願」がある。そのころ、大和は堺県にふくまれていたので、堺県庶務課衛生掛が申請受け付けを緩じこんだものである。これによると、この期間に売薬発売の申請をした人は一〇三人で、売薬の種類は三七九となる。このうち許可されたものは七四で、不許可は一一〇であ

る。不許可については用法不詳、薬品と現品が相違する、方中分量不都合、薬品名不明などの理由がつけられてある。大阪の司薬場で検査がすみ、合否が決定されたが、つぎつぎと新時代にあり売薬の新製品や、これまでとそんなに变りのない類似品の発売申請が、つづいていたのであった。

さて、資料集に示した一八八四年（明治一七）の「売薬書類編」（『奈良県薬史』資料）は、同年の下半期の新規・休業・廃業のようすをみることができ（表5）（参照）。ここでは、それらの商品名を全部あげることができないので、資料編を参考にしていただきたい。



<p>官 許</p> <p>和漢西洋藥所大和堂 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原</p>	
<p>新 製</p> <p>和漢西洋藥所大和堂 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原</p>	<p>清 淨</p> <p>和漢西洋藥所大和堂 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原</p>
<p>和漢西洋藥所大和堂 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原</p>	<p>和漢西洋藥所大和堂 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原 藤田田原</p>

明治17~18年

この期間中の全売薬種類は二八七である。このうち廃業品種は一二〇であるから四一・八%の売薬が姿を消し、新規が一一三種つまり三九・三%が新しく世にあらわれたことになる。もちろん、これは種類だけをみたことで、この同一期間内に鑑札の満期書換えをしても、すぐに廃業ということや、新規にあらわれた薬が間もなく廃止、あるいは廃業したものがおなじ薬を売り出すということがあったから、さきあげた二八七種の薬が大和売薬として、明治一〇年代の後半に、人びとの需要に応じていたということではない。あくまでも趨勢を知っていただくということになる。それにしても商品名がよく似ているにおどろくばかりである。いっぽう、家内手工業的に口伝家伝の薬法を零細なしごとのなかで、つくり、販売していたこのころの大和売薬の特徴をみることができるといってよいのだろう。

これは、次章で述べられる、売薬印紙税規則(一八八二年)(明治一五年)の公布の結果、零細家業として、つづいてきたところは結局、淘汰されることになる状況が、これほどまで出入りの多い書類綴りとなったと考えてよい。

表5 明治17年下半
期売薬業界状況

		種
廃業	新規	120
鑑札書換	休業	113
休業	業渡	34
業渡	業正	2
業正	業改	15
業改		3